県高 等 学 等奨学金 関 す

そ 知事 \mathcal{O} 修学を を が 認 この い う めた 支援するととも 以 ŧ 下 をは \mathcal{O} 同 含 じむ。 に対する に、 に 校 奨学金 在 高 学す 等 有 為 専 高 のる な 貸与 人 者 で に 又 \mathcal{O} 育 関 経 は 中 L 済 知 に必的 事 資 要 理 が 育 す な 由別 12 る 事 に 校 ょ ことを目 定の 項 を り \otimes 定 修 る期 め 学 専 的 るが修程 とす こと 困 学 及 難 校び る に で の特 ょ あ 高 別 る 等 支 n

金 融 機関 の指定)

第二条 与 \mathcal{O} 知 業を行う者 事は 金 لح L 機 て関 指と 定 協 す 議 る \mathcal{O} ŧ 上 \mathcal{O} ` لح 当 す 該 る 金 機 関 を 前 条 に 規 定 す る 奨 金 \mathcal{O} 貸

 \mathcal{O}

第三条 条 \mathcal{O} 奨 学 金 \mathcal{O} 貸 与 \mathcal{O} 事 業は 次 \mathcal{O} 要件 に 該 当 す る ŧ \mathcal{O} で な け ħ ば な 6

 \mathcal{O} の 奨 い 学 ず れ \mathcal{O} 貸 ŧ 与 該 当 希 す 望 る す と 知 る 事が 口 認 \Diamond お た V 者 に 奨学 貸 与 金希 が望 貸者 与 느 さ لح がれい ること う $\overline{}$ \mathcal{O}

イ を含む。 高 等 学校 次号にお 等に 在 V 学する者(在学することとな て同じ。) であること。 る 者 で 知 事 別 に 定 \otimes る ŧ \mathcal{O}

- 口 望者が成 親権を行う者又は未成年後見人が 年者 っで あ るときは、 当 該貸与 県内 に住 希 経済的異 県内 有 す に住所 こと。 修学 た す だ るこ <u>ک</u> ° 貸 与
- ハ であること。 品行方正で て ` 学業 に 優 れ 理 由 に ょ ŋ が 困 難 な 者
- 口 に掲げる 奨学金の 区 種 類 学に対 応 ` じ月 ` 額 当該 奨学金 1 十五はび 年口入 に学っ やめる金 額をし ī 限 度 貸 とす 与 \mathcal{O} る 額 は 次 \mathcal{O} 1 又

イ (1) 月額奨学な公共団体が設置す る 国立大学法 玉 (国立大 及 す 法 人 る高等学 び 独 法 立行 平 政法人 成 等 在 玉 学す 立高 法 律 る 等 第百十二号) 専 学 校 機 構 第二条第一項 を 含 む。 又 は規 地 定 方す

- 金金 月額二 万 校 五. 千 円
- $\widehat{\underline{2}}$ + 万円
- 口 私 1/ 不の高等) 高等学校 等に 額四万二年学す る
- $\widehat{1}$ $\overline{}$ 入学一類 奨学 金 月 円
- $\widehat{\underline{2}}$ 時 二 十 五 万円
- 中 奨学金 止すること。 \mathcal{O} 貸与 を 受 け る 者 次 \mathcal{O} ٧١ ず か に 該 当 す لح き 奨学金 \mathcal{O} 貸
- イ 一号イ をかま 退で しの たときれ か 該 な な 0 た 知 が \Diamond
- 口 の学他金 \mathcal{O} 貸与
- 奨学 金 を貸 与 することが 適当 でな 知 事 が 認 めたとき
- \mathcal{O} 利 与 息 を の 支 受け 払 た者 が \emptyset 奨学 な V 金 こと。 で返還 す ~ V き 日 ま で に ک れ を 返 還 た
- 五. る うこ \mathcal{O} を求か 奨 学金 \mathcal{O} 貸 与 返 還 等 0 11 7 知 事 が 别 定

(事業の経費)

第 四条 できる。 て、 知事は、 同条に規定する奨学金 定する奨学金の貸与の事業に要する経費の第二条の規定により指定した金融機関に対 の一部を負担 し、 算 \mathcal{O} す ることが 囲 内にお

部 改 正 平成二〇年条 例 二八 号

(委任)

第五条 この条例 が定める。 に定めるも \mathcal{O} \mathcal{O} ほ か こ の 条 例 \mathcal{O} 施 行 に 関 L 必 要な 事 項 は 知

(施行期日)

1 この条例は、 平成 十九 年三月一日 から施 行 す る。 ただ 次 項 及 び 附 則 第三 項

の規定は、 同年四月一日から施行する。

の廃止)

2 止する。 埼玉県高等学校等奨学金貸与条例(埼玉県高等学校等奨学金貸与条例 (平成十四 年埼 玉 県 条 例 第 兀 +一 号) は

(経過措置)

3 づき貸与の決定がされた奨学金の貸与及び返還について前項の規定の施行前に廃止前の埼玉県高等学校等奨学 則(平成十九年三月十三日条例第二十九号) ては、 金貸与条例 なお従前 \mathcal{O} 規定に基 例 による。

の条例は、平成十九年四月一日から施行する。

則(平成二十年三月二十五日条例第二十八号抄)

(施行期日)

1 条例 平成二十年四 月 日 か 5 施 行する。